

**鳥取県選挙管理委員会告示第19号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会委員の任期満了による一般選挙を平成24年8月2日に行うので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第33条第5項の規定により告示する。

なお、選挙すべき委員の数は6人である。

平成24年7月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎